

令和7年度山形県食と農の需給マッチング支援事業費補助金 公募要領

デジタル技術を活用した生産者の供給と実需者の需要のマッチングを図る仕組みの構築による、地域食材の高付加価値化や生産者の稼ぐ力の向上を図るため、県内事業者が行う、農林水産物の受注発注システム（以下、「マッチングアプリ」という。）を活用した地域内の需要情報及び供給情報の可視化を通じた、地産地消の実現に資する新しい流通網の構築を図る実証事業であって、山形県知事が認定したものに補助金を交付します。

【特に留意いただきたい事項】※詳細は本公募要領をご確認ください。

- ◇ 本補助金の認定は先着順ではありません。また、受付期間内に申請いただいた内容について審査を行いますので、その結果として不採択（補助金を受け取れないこと）や申請内容から減額したうえでの交付決定となる場合があります。
- ◇ 申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。「事業計画書」の内容を審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで予算の範囲内で補助金交付額を決定し、通知いたします。
- ◇ 補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となり、補助金を受け取ることはできません。
- ◇ 補助金の支払いは原則として事業完了後となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要となります。
- ◇ 同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は、本事業に申請することはできません。

※本事業への応募後、同一の事業が他の補助金に採択された場合は速やかに事務局までご連絡ください。

1 補助対象事業

地産地消のための、主にB to B向けマッチングアプリを活用して地域内の農林水産物の需要・供給情報を可視化し、地域の生産者と実需者のマッチングを図ることで、地産地消の実現に資する新しい流通網の構築を図る実証事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和7年度山形県食と農の需給マッチング支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表2に定める条件を満たすマッチングアプリを利用すること。
- (2) 規格外野菜や伝統野菜等、市場での取引量が少なく消費地域が限られている農林水産物を積極的に取り扱うこと。
- (3) 要綱別表3に定める成果目標（マッチングアプリ登録事業者（県内農林漁業者／県内実需者）数、マッチング成約件数、取引金額）を達成できる見込みであること。
- (4) 就農後3年目以内の農業者が生産する農林水産物を取り扱うこと。
- (5) 地域でブランド化を進めている特産物等を積極的に取り扱うこと。

2 補助対象者

県内に主たる事業所等を有する中小企業・小規模事業者で、以下の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内の農林漁業者から農林水産物を仕入れ、販売する事業を実施した実績を有すること。
- (2) 県内の複数の農林漁業者及び実需者（飲食店、宿泊施設、介護施設等）との取引を有し、本事業開始時から複数のマッチングの成立が見込めること。
- (3) 県内に自社店舗等を有し、マッチングが不成立の場合でも農林水産物の販売先として機能する体制を整えていること。

なお、本事業における中小企業、小規模事業者の定義は以下のとおりです。

	定 義
中小企業	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者（但し、下記に掲げる小規模事業者を除く。）
小規模事業者	常勤従業員数が、製造業その他の業種・宿泊業・娯楽業においては20人以下、卸売業・小売業・サービス業においては5人以下の事業者

＜中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲＞

【中小企業者】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は 出資の総額	常勤 従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。）	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

※ 常勤従業員数は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

【組合関連】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

以下に該当する場合は対象外となります。

財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、法人格のない任意団体、系統出荷による収入のみである個人農業者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗特殊営業を営む者
中小企業若しくは法人の役員、従業員等又は個人事業主が暴力団等の反社会勢力である場合、又は反社会勢力との関係を有する場合
政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合
その他、本事業の目的・趣旨等から適切でないと山形県が判断する場合

3 補助率・補助金額

項 目	内 容
補助率	定額（10/10）
補助金額	上限11,010千円

※ 補助金の額は千円未満切捨てとします。

※ 予算の範囲内での採択となるため、補助金認定額が減額される場合があります。

4 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、以下の要件を全て満たす経費です。

- ・ 補助事業の遂行に必要なものと特定できるもの

- ・補助事業実施期間に実施した活動に要する経費で、かつ、補助事業実施期間内に支出されるもの
- ・社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ・補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの
- ・以下の経費区分に該当するもの

経費区分	内 容
①マッチングアプリシステム初期構築費	マッチングアプリを用いた農林水産物の取引の事業実施にあたり、要件整理に従って行われるシステム改修費
②システム利用料	マッチングアプリを用いた農林水産物の取引の事業実施にあたり、アプリ運営事業者へ支払うアプリの利用料
③管理費	マッチングアプリを用いた農林水産物の取引の事業実施にあたり必要となる経費 (1)謝金 事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費（専門家等に支払われる旅費を含む） ※ 補助事業の事業計画作成に関わった商工団体や金融機関等の支援機関の職員に対する謝礼を補助対象とすることはできません。 ※ 謝金の単価は補助対象者が定める規定等によりその根拠が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。 ※ 依頼する業務内容について事前に書面等を取り交わして、明確にしなければなりません。 ※ 本補助事業への申請書類の作成代行費用は補助対象外です。 ※ 補助事業者に指導・助言する専門家等に対する謝礼が該当し、指導・助言以外の業務を受託した専門家等に対する謝礼は「(5)委託費」に該当します。 (2)旅費 事業の遂行に必要な情報収集・各種調査や、事業周知等のための交通費 ※ 宿泊料、ガソリン代、駐車場代、タクシー代等は補助対象外です。 (3)借料（会場借料含む）・損料 事業の遂行に直接必要な機器・設備等のリース代・レンタル料や、事業の説明会を行う会場費等として支払われる経費 ※ 契約期間が補助事業期間を超える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみが補助対象となります。 ※ 通常の事業活動等補助事業以外にも使用するものは補助対象外です。 ※ 事務所等に係る家賃は補助対象外です。 (4)消耗品費 事業の遂行に直接必要な資材、部品、消耗品の購入として支払われる経費

	※ 汎用性があり目的外使用となり得るもの（コピー用紙等）の購入費用は補助対象外です。 (5) 委託費 事業の遂行に必要な業務の一部を団参加者に委託（委任）するために支払われる経費 ※ 委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者が成果物等に帰属する必要があります。 (6) 人件費 申請者が正規雇用している職員が、補助事業期間中に事業遂行に必要な業務・事務に従事した分として支払われる経費 ※ 経費の積算方法は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。 ※ 実績報告時に、時間単価の設定根拠や作業日報等の提出が必要になります。 (7) 雑役務費 事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費 ※ 実績報告時に、作業日報や労働契約書等の提出が必要になります。 ※ 臨時雇い入れと見なされない場合や通常業務に従事させる場合は補助対象外です。 (8) 資料印刷費 事業遂行に必要な資料等の印刷を行うために支払われる経費 (9) 配送料 マッチングが成立した商品の集配・配送のために運送事業者へ支払われる経費
--	---

※ 原則として現金により支出した経費は補助対象外となります。

※ 「①マッチングアプリシステム初期構築費」、「②システム利用料」については、必ず見積書を添付してください。

5 補助事業実施期間・実績報告

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和8年2月27日（金）まで

※ この期間内に発注・契約・納品・検収・支払を完了する必要があります。

※ この期間内に上記が完了しない場合、補助金を受け取ることはできません。

(2) 実績報告書提出期限

事業終了後 20 日以内、または令和 8 年 3 月 10 日（火）のいずれか早い日まで

6 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和 7 年 7 月 16 日（水）から令和 7 年 7 月 31 日（木）午後 5 時まで

(2) 申請方法

下記メールアドレス宛に電子メールで提出

山形県 農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課 販路開拓・食ビジネス推進担当

メール：ynosansui@pref.yamagata.jp

(3) 提出書類

※申請様式については、山形県のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。

(URL : https://www.pref.yamagata.jp/140031/r7syokunomatching_hojokin.html)

	提出書類
1	【様式第 1 号】事業計画書の提出文書
2	【別記様式第 1 号】事業計画書
3	【様式 1】提出書類確認書
4	【様式 2】暴力団排除に関する誓約書
5	決算書の写し ※法人は直近 2 年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表の写し、個人事業主は直近 2 年間の所得税青色申告決算書の写し（白色申告の場合は収支内訳書の写し）を提出
6	申請日時点で有効期限内の見積書の写し（①マッチングアプリシステム初期構築費、②システム利用料） （令和 7 年 7 月 16 日以降に発行されたものに限る。）

※各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。

※提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

7 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下のポイントを中心に審査を行ったうえで、地域食材の高付加価値化や生産者の稼ぐ力の向上に資すると認められる事業計画を山形県知事が認定し、補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

審査のポイント
【補助対象事業としての適格性】 ○ 本公募要領に沿った事業になっているか ○ テーマや事業内容から判断して、国（独立行政法人等を含む。）や県、市町村が実

施する他制度（補助金、委託費等）による助成を受ける事業と同一又は類似内容の事業となっていないか

○ その他

- ・ 県が指定した申請書類様式により申請しているか
- ・ 補助金申請額が補助上限額を超えていないか
- ・ 同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っていないか
- ・ 必要な書類が添付されているか
- ・ その他書類不備等、補助対象要件違反となる事項がないか
- ・ 事業実施期間中、補助対象事業者の要件を満たさなくなることがないか

【事業計画】

- ・ 自社の経営状況分析は適切に行われているか
- ・ 事業計画は規格外野菜や伝統野菜等、市場での取引量が少なく消費地域が限られている農林水産物を積極的に取り扱うなど、地域食材の高付加価値化や、生産者の稼ぐ力の向上に資するものとなっているか。
- ・ 事業計画は要綱別表3に定める成果目標（マッチングアプリ登録事業者（県内農林漁業者／県内実需者）数、マッチング成約件数、取引金額）の達成が見込めるものとなっているか
- ・ 事業計画は具体的で実現可能性の高いものとなっているか
- ・ 事業実施のための必要な体制・能力を有しているか
- ・ 補助事業として費用対効果が高いか

【積算】

- ・ 事業費の計上や積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なものとなっているか

(2) 事業計画に関する照会等

申請受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

申請事業者全員に対して、審査結果（交付決定又は不採択）を文書で通知します。

8 スケジュール（予定）

申請受付期間 : 令和7年7月16日（水）から令和7年7月31日（木）

事業計画認定・交付決定 : 令和7年8月上旬

※このスケジュールは予定であり、申請件数、審査の状況等により前後する場合があります。

9 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。

※ 「事業完了」とは事業計画書に基づく補助事業について、発注・契約・納品・検収・支払を完了していることを指します。

10 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、申請の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。
- (2) 補助事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年2月27日（金）までとなります。補助金の対象となるのは、この期間内に実施した事業に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限ります。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (4) 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、複数年にわたってアンケート調査や決算書等の提出をお願いする場合があります。
- (5) 複数の事業者から同一もしくは極めて類似した内容の申請があった場合、採択しない場合があります。他社の事業計画をコピーしたり、他社からコピーされたりしないようご注意ください。

問い合わせ先

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課 販路開拓・食ビジネス推進担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
TEL 023-630-3029
URL https://www.pref.yamagata.jp/140031/r7syokunomatching_hojokin.html